

■ **変更・廃止の届出**に係る提出書類一覧（産廃・特管）

※この一覧に掲げる書類は、**届出書を単独で提出する場合**の提出書類（提出窓口：県庁廃棄物指導課）です。

● **変更の届出**

令和6年7月1日から適用

提出書類	
(1) 産業廃棄物処理業変更届出書(様式第十一号)又は特別管理産業廃棄物処理業変更届出書(様式第十七号)	
(2) 添付書類	
<p>個人事業主又は法人の住所の変更 ※住居表示の変更を含む。</p>	<p>① 現許可証の写し ② 個人の場合 ・住民票の抄本又は謄本(個人番号(マイナンバー)の記載がなく届出日前3ヶ月以内に発行のもの。) ③ 法人の場合 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(届出日前3ヶ月以内に発行のもの。) ※住居表示の変更の場合、②、③は市区町村長の証明書でも可 ※②、③は、変更前後の内容が確認できるもの。</p>
<p>個人事業主の氏名又は法人の名称、組織の変更</p>	<p>① 現許可証の写し ② 個人の場合 ・住民票の抄本又は謄本(個人番号(マイナンバー)の記載がなく届出日前3ヶ月以内に発行のもの。) ③ 法人の場合 ア 定款又は寄付行為の写し イ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(届出日前3ヶ月以内に発行のもの。) ※②、③は、変更前後の内容が確認できるもの。</p>
<p>役員、株主、出資者、政令使用人等の変更</p>	<p>① 新旧対照表(様式3) ② 現許可証の写し ※代表者の変更の場合に添付 ③ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(新たに就任した役員の就任年月日が記載されているもので、届出日前3ヶ月以内に発行のもの。) ※役員の変更の場合に添付 ④ 新たに就任した役員、新たに100分の5以上の株式を有することとなった株主、新たに出資額の100分の5以上を出資することとなった出資者、新たに政令使用人等になった者に係る次の書類(届出日前3ヶ月以内に発行のもの。) ア 住民票の抄本又は謄本(本籍地の記載のあるもの。) ・株主(又は出資者)が法人である場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書) イ 登記されていないことの証明書(東京法務局の登記官発行のもの。)[注1] ・外国人も同じ。 ウ 申請者が法第14条第5項第2号に規定する欠格要件に該当しない旨を記載した書類 ・誓約書(様式6号の2(第10面))</p>
<p>事務所の所在地の変更</p>	<p>① 運搬施設の概要(様式6号の2(第2面)) ② 変更後の事務所の案内図(付近の見取図を添付)</p>
<p>運搬車両等、運搬機材の変更</p>	<p>① 運搬施設の概要(様式6号の2(第2面)) ② 新たに登録する運搬車両等の写真(様式6号の2(第6面)) ※①に記載した順に綴り込むこと。 ③ 新たに登録する車両等の所有権(使用権原)を有することを証する書類[注2] ・車両等の検査証の写し(届出日に有効期間内にあるもの。) ※該当する車両等写真の次に綴り込むこと。 ・賃貸借等の場合は、検査証に車両等の賃貸借契約書等の写しを添付(船舶の場合は裸備船契約書又はこれに準ずる備船契約書) ・ディーゼル車規制対象車両は、検査証に粒子状物質減少装置装着証明書の写しを添付。 ④ 新たな機材等の構造略図(必要に応じて添付)</p>
<p>駐車場等の変更</p>	<p>① 運搬施設の概要(様式6号の2(第2面)) ② 変更後の駐車場の案内図(付近の見取図を添付) ③ 変更後の駐車場の所有権(使用権原)を有することを証する書類[注2] ・駐車場に係る土地の登記事項証明書(申請者の所有地の場合、届出日前3ヶ月以内に発行のもの。) 又は土地等の賃貸借契約書等の写し(駐車場が借地等の場合) ④ 変更後の埠頭の使用権原を有することを証する書類(船舶を使用する場合)</p>
<p>備考 1 産廃と特管の届出を同時に行う場合には、添付書類のうち重複するものを省略することができます。この場合、添付を省略した届出書(第1面)の左下余白に「別記の添付書類については、同日付け〇〇変更届出書に添付」と朱書き、「添付を省略した書類の一覧表」を添付書類の当初(①の手前)に添付してください。</p>	

電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」を添付

【注釈】

注1 登記されていないことの証明書とは、後見登記簿ファイルに「成年被後见人、被保佐人とする記録がない」ことを証明した書類です。申請先は、窓口申請の場合①、郵送申請の場合②です。

①各地方方法務局(千葉県;千葉地方方法務局戸籍課戸籍係 TEL 043-302-1316 千葉市中央区中央港1-11-3)

※各支局及び出張所では業務を取り扱っておりません。

②東京法務局民事行政部後見登録課 (TEL 03-5213-1360 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎)

注2 申請者は、継続して施設の使用権原を有している必要があります。車両等の使用権原を証明する書類は以下のとおりです。

＜車両の使用権原＞

車両の使用権原は、自動車検査証・自動車検査証記録事項で証明しますが、使用権原があると認められるのは、次の場合です。

①自動車検査証・自動車検査証記録事項の使用者(所有者欄のみに記載があるときは所有者)と申請者が同じであるとき。

②使用者等と申請者が異なるが、両者で車両の賃貸借等契約(使用貸借のときは承諾書でも可)が締結されているとき。

この場合、契約書等には、次の事項が明記されていることが必要です。

・対象車両の登録ナンバー

・賃貸借等の期間(1年以上)

・申請者の産業廃棄物収集運搬業の用に供すること(明記されていない場合は、その旨の承諾書も添付)。

※同一車両を複数の事業者によって重複使用(二重登録)することは認められていないので、賃貸借等期間が満了したとき又は他の事業者が使用する場合は、当該車両の使用を廃止する旨の変更届出書を提出する必要があります。

なお、重複使用や単なる名義上の申請である等その使用実態に疑義があり、又は不法な使用を助長する恐れがある場合は、使用が認められないことがあります。

※電子車検証が発行されている車両については、「自動車検査証記録事項」を提出すること。

＜船舶の使用権原＞

船舶の使用権原を証明する書類は、次の2点となります。

①船舶検査証

②裸傭船契約書又は裸傭船契約に準じた傭船契約書

なお、「裸傭船契約に準じた傭船契約」とは、概ね次の内容が盛り込まれている傭船契約をいいます。

・船主は、その属する乗組員に対する労務供給請求権を傭船者へ譲渡すること。

・乗組員は、傭船者の指揮監督の下に傭船者の指定する産業廃棄物の海上運搬を行うこと。

・船主は、傭船契約期間中は他の契約に応じないこと。

＜駐車場の使用権原＞

申請者以外の者が所有者の場合は、賃貸借等契約書(使用貸借のときは承諾書でも可)により使用権原を証明します。

この場合、当該契約書等には、次の事項が明記されていることが必要です。

・賃貸借等土地の所在地(駐車場案内図に表示した地番と一致すること。)、面積等

・賃貸借等の期間(1年以上)

なお、当該契約が書面によらない場合は、自動車保管場所証明書(警察署発行のもの。)又は保管場所標章交付申請書の写しを添付してください。

●廃止の届出

提 出 書 類
(1) 産業廃棄物処理業廃止届出書(様式第十一号)又は特別管理産業廃棄物処理業廃止届出書(様式第十七号)
(2) 添付書類
①収集運搬業の廃止 ・廃止する収集運搬業の許可証(原本)
②事業の一部廃止(事業範囲の縮小) ・現許可証の写し